

掛川市条例第 1 1 号

掛川市倉真財産区管理会の管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例をここに公布する。

令和 4 年 3 月 9 日

掛川市長

(別紙)

掛川市倉真財産区管理会の管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、掛川市倉真財産区管理会の管理委員（以下「委員」という。）に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 委員の報酬の額は、次のとおりとする。

- (1) 会長 年額60,000円
- (2) 副会長 年額40,000円
- (3) その他の委員 年額20,000円

(費用弁償)

第3条 委員が会務のために旅行したときは、その旅行について、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、掛川市職員等の旅費に関する条例（平成17年掛川市条例第39号）の規定により1級の職務にある者に支給する旅費額に相当する額とする。

第4条 前条の規定にかかわらず、委員が市内における会議に出席したときは、半日につき3,500円の日当を支給することができる。

(支給方法)

第5条 この条例に定めるもののほか、報酬及び費用弁償の支給方法については、掛川市職員の給与に関する条例（平成17年掛川市条例第37号）及び掛川市職員等の旅費に関する条例の適用を受ける職員に支給する給与及び旅費の例による。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。